

各 位

行政書士 馬渡 毅 事務所

問い合わせ 099-261-8561

電子車検証による継続検査のOSS申請の案内

1. 電子車検証による継続検査のOSSについて フロー

① 指定整備工場より電子保適をアイラックに送信

② OSSによる継続検査申請

OSS申請が出来る者（行政書士・自販連・整備振興会・軽協会）

③ 重量税等の電子ダイレクト納付（御社の銀行口座より直接納付）

④ 電子車検証の更新。ステッカーの印刷

電子車検証の更新。ステッカーの印刷が出来る者

（指定整備工場・行政書士・自販連・整備振興会・軽協会）

2. 電子車検証による継続検査のOSS申請のメリット・デメリット

① メリット

・継続検査申請の為に運輸支局に出向く必要がない。

・ステッカーの原紙の受領、報告書等の提出以外、支局に出向く必要がない

② デメリット

- ・ステッカー原紙の保管義務・・・金庫を要す
- ・PC、セキュリティ対策を要す。

3. 電子車検証について

- ・令和5年一月より開始
- ・電子車検証が交付される時期

令和5年一月以降の、新規登録時・継続検査申請時

4. 馬渡事務所の案内

- ① ステッカー原紙の運輸支局からの受領、御社への発送
- ② 報告書等の運輸支局への提出代行業務